

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

（宛先） 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		平成29年10月2日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町4 6 5		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都府公立大学法人 理事長 長尾 真 電話 075-212-5406					
主たる業種	大学	細分類番号	8	1	6		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26～28年度の平均排出量を基準に、平成31年度の延床面積あたりの事業活動に伴う排出の量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする地球温暖化対策推進本部のもとに、総務・経営担当理事を幹事長とする幹事会を設置し、法人における総合的な地球温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	29,031.7 トン	28,438.4 トン	28,128.9 トン	27,818.0 トン	-3.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	29,031.7 トン	27,487.9 トン	27,178.4 トン	26,867.5 トン	-6.4 パーセント	
目標の根拠		機器の適正な運転管理や業務の見直し等による総労働時間の縮減に努めるなど、節電・省エネルギー対策に取り組み、原単位当たりの温室効果ガス排出量を、3年間の年平均3%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	教育・医療	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	12.61	12.36	12.22	12.09	-3.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		機器の適正な運転管理や業務の見直し等による総労働時間の縮減に努めるなど、節電・省エネルギー対策に取り組み、3年間の年平均3%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		82.0 パーセント	86.0 パーセント	100.0 パーセント	121.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める。					
	(30)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める。					
	(31)年度	機器の適正な運転管理に努める。総労働時間の縮減に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤手段は、自転車又は公共交通機関の使用を原則とし、やむを得ない者に限り自家用車での通勤を許可することとする。					
	上記の措置を採用する理由	従来より実施しており、自動車使用への一定の抑制効果が上がっているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府立大学では、附属農場や附属演習林において府民が参加できる公開講座やワークショップを実施し、環境問題の意識啓発につなげている。						
特記事項	永守記念最先端がん治療研究センターの稼働（化学療法室・PET検査、温熱療法室は平成30年2月頃、陽子線治療装置は平成31年に稼働予定）に伴う排出量削減計画の変更（基準年度排出量、計画年度の削減目標の変更）は、本格稼働後1年間の実績値が得られる平成31年度から検討する。 ・第二計画期間からの超過削減量（2851.6 ^ト ）は3箇年（29～31年度）で等分の量を、「事業活動に伴う排出の量」から差し引くこととする。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。